

長久手市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るために、市の資産に広告を掲載することに関して、必要な事項について定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告掲載の対象は、市が作成する印刷物、ホームページ、公有財産その他広告を掲載することができる資産として利用可能なもののうち、市長が指定するもの（以下「広告媒体」という。）とする。

(広告掲載の基準)

第3条 掲載する広告は、公共性及び中立性を損なうことがなく、かつ、社会的信用度が高いものでなければならない。

2 広告内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 個人又は団体等についての主義又は主張にあたるもの（意見広告を含む。）
- (7) 国内世論が大きく分かれているもの
- (8) 責任の所在が不明確なもの
- (9) 虚偽があるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (10) 内容が不明確であるもの
- (11) 個人の氏名を広告するもの
- (12) 他社の商品又は役務を比較対象として表示したもの
- (13) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (14) その他広告掲載の対象とすることが適当でないと市長が認めるもの

3 広告を掲載する者（以下「広告主」という。）が次の各号に定める業種又は事業者である場合は、掲載しない。広告掲載中において次の各号のいずれかに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (2) 消費者金融及び高利貸しに係る業種又は事業者
- (3) たばこに係る業種又は事業者
- (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に係る業種又は事業者
- (5) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
 - (7) 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者
 - (8) 本市から指名停止措置を受けている事業者
 - (9) 占い又は運勢判断に係る業種又は事業者
 - (10) 商品先物取引に係る業種又は事業者
 - (11) 興信所・探偵事務所等に係る事業者
 - (12) 債権取立て、示談引受け等をうたった事業者
 - (13) 市税を滞納している事業者
 - (14) 法令等に違反している事業者
 - (15) 役員等（法人にあたっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同等の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行うもの（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められる事業者
 - (16) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその事業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められる事業者
 - (17) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる事業者を利用するなどしていると認められる事業者
 - (18) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している事業者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる事業者
 - (19) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者
 - (20) 役員等又は使用人が、第15号から前号までのいずれかに該当する事業者であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる事業者
 - (21) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でない業種又は事業者と市長が認めるもの
- 4 第2項各号に掲げる内容に係る基準は、必要に応じ別に定める。
（広告の規格等）
- 第4条 広告の規格、掲載期間、掲載料金、掲載媒体等は、当該広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(広告の募集方法)

第5条 広告の募集は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

(1) 市広報紙や、市ホームページ等による募集

(2) 広告取扱業者のあつ旋による募集

2 前項の規定に関わらず、所管課等の長が必要と認めるときは広告媒体の性質、内容等に応じて、特定の企業等を対象に直接広告掲載の募集を行うことができる。

(掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「広告掲載希望者」という。）は、広告媒体ごとに別に定める広告掲載申込書等に掲載に関する資料を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、広告の内容等について審査し、広告媒体ごとに別に定める基準により、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項の審査に基づき広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に通知する。

(広告主の責任等)

第8条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、掲載広告に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

3 広告主は、決定を受けた広告掲載の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載の取消し)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、広告主への催告その他何らかの継続をすることなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 第3条の規定に反すると市長が判断したとき。

(3) その他、市長が掲載を適当でないと認めたとき。

(4) 公益上の理由により市が広告媒体を使用する必要性が生じたとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、広告主に通知するものとする。

(審査会)

第10条 掲載する広告の可否等を審査するため、長久手市広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、市長公室長、市長公室企画政策課長、総務部行政課長、総務部財政課長、くらし文化部観光商工課長、建設部都市計画課長で構成し、会長は、市長公室長をもって充てる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が会長

を代理する。

(会議)

第11条 審査会は、次の各号のいずれかに該当する場合で会長が必要と認めたとき、会長が招集する。

(1) 所管課等の長から審査の依頼があったとき。

(2) 掲載する広告内容その他広告事業全般について疑義が生じたとき。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議決は出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、会長の決定するところによる。

4 会長は、広告媒体又は審査する内容に関連する関係部署の職員を出席させることができる。

5 審査会の庶務は、市長公室情報課において処理する。

(協議)

第12条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。